

事務処理フロー図

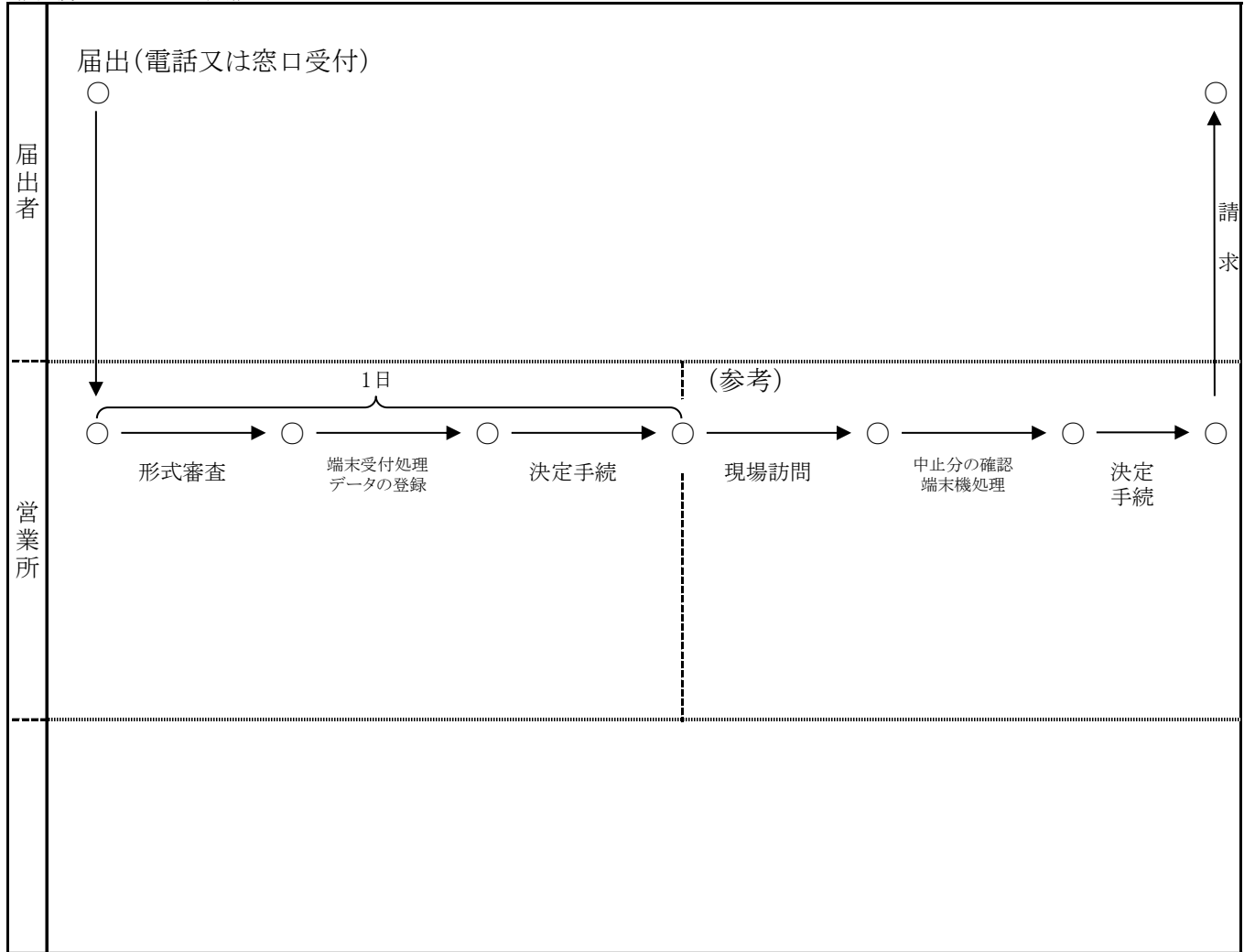
事務名	使用中止の届出
根拠法令	東京都給水条例第16条

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話03-5320-6427

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	届出のあった水道所在地における使用状況等を端末機で確認します。
2	端末受付処理、データの登録	端末機で受付処理を行い、お客さまの情報をデータベースに登録します。
3	決定手続	内容の決定を行います。
4	保管	「水道使用中止届」の提出による届出の場合には、届出書を保管します。
	(参考)	
	現場訪問	使用中止日に現場訪問し、メータの点検等を行います。
	使用中止時の使用水量等の確認、端末機処理	お客さまの使用中止時の使用水量等を確認し、端末機で処理します。
	決定手続	中止分の料金の請求について、決定します。
	請求	請求書又は口座振替等によりお客さまへ請求します。